

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第2回朝霞市文化財保護審議委員会会議	
開催日時	令和6年2月20日（火）午後2時から午後4時まで	
開催場所	朝霞市博物館 講座室	
出席者及び欠席者の職・氏名	出席者 委員8人（新井浩文委員、岩崎英雄委員、笹森紀己子委員、 ス波治委員、陶山憲裕委員、寺元正俊委員、 富岡則夫委員、橋本直子委員 五十音順） 事務局5人（赤澤課長、藤原主幹兼課長補佐、三井田係長、 齊藤主任、秋山主任）	
議題	1 令和5年度文化財課事業の進捗状況について 2 令和6年度文化財課事業予定について 3 その他 ・指定文化財敷地内での樹木枯損について ・旧高橋家住宅保存修理工事の完了について	
会議資料	・令和5年度第2回文化財保護審議委員会会議次第 ・朝霞市文化財保護審議委員名簿 ・令和5年度第2回文化財保護審議委員会会議資料	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 議長による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（藤原主幹による司会進行）
（赤澤課長の挨拶）
（ス波副議長及び浅川元委員の表彰の報告）
（発言時のマイクの操作説明）
（陶山議長の開会の挨拶）
（配布資料の確認）

（藤原主幹）

これより議事に入らせていただきます。発言される際は挙手をしていただき、議長が委員のお名前を呼んでから、ご発言くださるようお願いいたします。なお、議事の進行につきましては、陶山議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

（陶山議長）

本日の会議の公開についてですが、本市の「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」により、非公開に該当する部分はありませんので、本日の会議は公開とします。傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に沿って入場していただきますのでご了承ください。

議事に入らせていただく前に、本審議委員会議の会議録の確認ですが、議長である私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

（はいとの声あり）

（陶山議長）

ありがとうございます。では、これより議事に入らせていただきます。

本日の議事は、

- （１）令和５年度文化財課事業の進捗状況について
- （２）令和６年度文化財課事業予定について
- （３）その他

- ・指定文化財敷地内での樹木枯損について
- ・旧高橋家住宅保存修理工事の完了について

となっています。議事進行について、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎議事（１）令和５年度事業の進捗状況について、議事（２）令和６年度事業予定について

（陶山議長）

議事（１）令和５年度事業の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

（三井田係長）

文化財課文化財保護課係長の三井田と申します。よろしくお願い申し上げます。

ご説明に入らせていただく前に、議事（１）令和５年度事業の進捗状況について、議事（２）令和６年度事業予定について、は重複する内容もございますので、併せて説明させていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

(陶山議長)

ただいまの事務局の提案について、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議事(1)令和5年度事業の進捗状況についてと、議事(2)令和6年度事業予定については一括審議を行います。改めて事務局から説明をお願いします。

(三井田係長)

ありがとうございます。一括でご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。令和5年度事業報告につきましては、令和6年1月31日現在の情報となっております。また、令和6年度の事業計画につきましては、特筆すべき内容を掲載しております。

初めに、文化財保護普及事業です。文化財が市民の共有財産であるという意識の啓発醸成のため、文化財の保護普及を図ることを目的としております。

文化財保護審議委員会議につきましては、年間2回のうち1回目が昨年7月11日に、根岸台市民センターで会議を行い、旧高橋家住宅で保存修理工事の現場をご確認いただきました。本日が2回目の会議となります。令和6年度につきましても年2回、7月と2月を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

文化財関係団体への補助金交付につきましては、資料にございます3団体に補助金を交付しております。昨年5月から、コロナ禍明けということもありまして、各団体とも活動を再開されておられます。一夜塚古跡保存会様は、コロナ禍中に役員のみで実施されていた総会・慰霊祭を来賓・関係者をお招きの上で開催されています。根岸野謡保存会様につきましては、昨年度に引き続き市民芸能まつりに参加されています。また、委員の皆様にもご案内申し上げましたが、旧高橋家住宅の保存修理工事の完成事業として、旧高橋家住宅で根岸野謡をご公演いただきました。今月の2月7日に、これまで会員様のみで行われていた総会と年の初めの謡い初めを、ご来賓・関係者をお招きの上、実施されています。溝沼獅子舞保存会様におかれましては、本日、富岡委員もお見えでいらっしゃいますが、氷川神社での奉納舞を昨年4月から再開されておられます。

次に、文化財保護に関する啓発活動としまして、市の広報やホームページ、フェイスブックといった電子媒体を利用いたしまして、指定文化財や文化財課の事業の紹介などをしております。その中で、今年度、特筆すべきこととしまして、旧高橋家住宅の保存修理工事について、工事の進捗状況に基づいて随時ホームページでご紹介しておりました。資料の表の右側の下の方ですが、旧高橋家住宅保存修理工事、令和5年9月最新とありますのは、詳しくは後ほどご報告いたしますが、8月に工事がしゅん工いたしましたので、ホームページでの紹介記事の最終更新が9月ということになります。その下段、あさか発掘トピックスですが、埋蔵文化財の発掘調査は発掘調査報告書の刊行をもって完了となるわけですが、それまでの間の速報あるいは朝霞市での発掘調査の実施状況のご案内ということで、これまでに16号掲載しております。試掘調査あるいは発掘調査を行いながら並行作業での作成・更新となりますので、更新の時期は随時とさせていただきます。

小学校における埋蔵文化財出土遺物の展示ですが、市内に10校小学校がございます。そのうちの6校で出土遺物を概要説明と共に展示をしております。今後も継続していくとともに、4校がまだ未展示ですので、同様の展示を、学校の方と相談しながら実施していきたいと考えております。

資料2ページをご覧ください。指定文化財等保護管理事業ですが、市内の指定文化財の保護及び管理を行っております。

内容といたしましては、柊塚古墳歴史広場、広沢の池、湧水代官水、二本松、六道地蔵尊敷地など、それぞれ維持管理に関する内容がほとんどとなりますが、特筆すべきところとしましては、埼玉県指定史跡柊塚古墳は、柊塚古墳歴史広場として整備公開しておりますが、古墳をご見学いただきながら園内を周回できる歩道をゴムチップ舗装していますが、これが経年劣化により亀裂が入り隙間が開いているような場所もあるという状態でごございました。これまでの間、その隙間を土で埋めるなど対応してきましたが、令和5年9月補正予算により修繕予算が確保できましたので、入札を行いまして、12月から3月の契約期間で、ゴムチップ舗装の打ち替えを行っております。同じく柊塚古墳に関しまして、令和5年8月にナラ枯れが疑われる樹木枯損、樹木の枯れがございました。こちらにつきましても後ほど詳しくご報告申し上げますが、10月から11月の間で伐採処分等の対応をしております。同じく柊塚古墳で、ウメの木の立ち枯れがございました。こちらは見学者が出入りできる範囲内で立ち枯れしておりましたので、伐採処分を行っております。それから、細かい部分になりますが、トイレ設備の不具合がございましたので修繕を行いました。

広沢の池につきましては、例年行っております清掃あるいは設備の保守点検などの内容になります。

湧水代官水につきましては、湧き水の涵養林として保護管理しております斜面林につきまして、敷地そのものが住宅地と接しているということもございまして、春先にはコナラなどの花が周りに飛ぶ、また冬にかけては落葉が散って周りに飛んでいくというような状況がございます。その対応として、時期と場所を2回に分けて高木剪定を行っております。それから、湧水代官水を整備いたしました時に、植栽として植えましたツツジなどがだいぶ茂っている状態になっておりますので、こちらにつきまして整備当時の状況を今一度確認して、剪定等を3月に行う予定となっております。

二本松につきましては史跡指定地内の環境整備、六道地蔵尊敷地については前回の会議でもご報告いたしましたがサクラの枯損について対応しております。

先ほど湧水代官水の説明の際に少し申し上げましたけれども、いずれの場所も住宅地と隣接するような所に位置しております。近隣住民の方に文化財の保護、それに伴う管理についてご理解いただけるような配慮というものを念頭に置きまして、引き続き維持管理を行っていきたくと考えております。

続きまして資料3ページをご覧ください。埋蔵文化財調査保存事業です。埋蔵文化財の保護を目的とし、開発行為等に伴う確認調査及び発掘調査を行うとともに、調査成果の公開・活用に向けた資料整理、調査報告書の刊行を行っております。

その拠点となります埋蔵文化財センターにおきまして、文化財調査員が、会計年度任用職員となりますが、現況で8人が資料整理作業を行っております。

発掘調査報告書につきましては、資料にございます2冊が今年度刊行予定となっております。令和6年度につきましては、稻荷山・郷戸遺跡第3地点の発掘調査報告書の刊行、泉水山・富士谷遺跡第83地点の発掘調査刊行に向けた資料作成を予定、計画しております。

次に出土金属製品の保存処理ですが、出土遺物には土器などのほかに金属製品がございます。その保存処理を今年度10点行っております。保存処理等が必要な出土金属製品は多数ございますが、発掘調査報告書の刊行予定を見据え、劣化状況なども見ながら、来年度も引き続き行う予定です。

発掘調査報告書作成に向けた資料整理ですが、資料にございます3調査地点の資料作成を行いまして、その成果物として発掘調査報告書を1冊にまとめて刊行する予定とな

っております。資料の上にございます発掘調査報告書の作成と重複しております。来年度につきましても、先ほど申しあげました泉水山・富士谷遺跡第83地点の資料作成を予定、計画しております。

開発に伴う確認調査、試掘調査の実施ですが、1月末現在での確認調査、試掘調査の実施状況となっております。確認調査が74件ございまして、この中には重機による試掘調査以外の確認調査、埋蔵文化財担当職員による人力での試掘もございまして、工事範囲が極めて限られている、いわゆる狭小ということで工事立会いとしたものなどもこの74件の中に含まれております。そのうち14件について、埋蔵文化財、遺構が検出しております。件数で見ますと2割弱といったところなのですが、その対象となる開発面積から見ると、計算しますと50%弱となっておりますので、対象面積が広範なものが埋蔵文化財を検出する割合が高いと言えるかと思えます。開発面積に対して全面的に遺構が検出するという事はあまりなく、具体的に説明しますと、表の項目で確認調査中の検出数14件のうち内訳で見させていただきますと、現状保存、これは埋蔵文化財を一定条件の元で土中で保存するという事なのですが、この8件が開発面積3,090.83㎡、およそ3,000㎡に対して、保護措置が必要な面積が1,341.36㎡となっております。発掘調査につきましては、発掘調査3件、開発面積9,980.14㎡に対して、発掘調査が必要となる面積は321.41㎡というように限定的になっています。開発行為の全体面積に対して、埋蔵文化財の検出範囲、あるいは面積がそれだけ限られているという状況でございまして、発掘調査3件のうち、2件については一部現状保存としておりますので、この2件につきましては現状保存と発掘調査を併用しているということになります。

資料の下段の方に、調査中のものも含めて、今年度発掘調査を行った4地点を載せさせていただきます。

4ページをご覧ください。朝霞市のちょうど東側とってよろしいかと思えますが、土地区画整理事業としてあずま南地区土地区画整理事業を行っております。その一環として埋蔵文化財の確認調査に昨年度来取り組んでおります。区画整理事業の全体面積がおよそ135,000㎡ございまして、確認調査ですが、重機を用いた試掘調査は令和4年11月から取り組んでおります。全体面積のうち、1月末現在で約67,000㎡、計算いたしますと全体のおよそ50%につきまして、試掘調査が実施済みで、現在のところ埋蔵文化財は確認されておられません。試掘調査済み面積のうち、今年度実施いたしましたのが36,000㎡となっております。来年度も引き続き実施いたしますが、区画整理事業に伴うものですので、区画整理組合とも協議しました上で、実施してまいります。

なお、今年度は個人住宅建設を対象とした発掘調査は発生しておりません。発掘調査現地説明会につきましても、開発行為による発掘調査という場合には、期間が限られているなどのこともございまして、今年度も実施しておりません。朝霞市は、東京に近いということもあってか、開発行為の件数も多く、それに伴う試掘調査・確認調査もなかなか減っていかないのが実情でございまして、試掘調査・確認調査を進めていく中で、発掘調査に至るケースもございまして、埋蔵文化財の調査を行いながら、それに伴う整理を行っているという状況が続いております。

次に、埋蔵文化財センター管理事業です。埋蔵文化財保護の推進、埋蔵文化財資料の整理保存作業、整理後の資料の保存活用を図る拠点として埋蔵文化財センターの管理運営を行っております。埋蔵文化財センターにおきまして、文化財調査員が資料整理作業を日々行っております。

内容としましては建物の維持管理に関するものとなりますが、今年度は修繕を2件行っております。埋蔵文化財センターにつきましては、不具合等発生した場合にその都度対応しているというのが実情でございまして、幸いなことに大きな不具合というのは今の

ところ発生していないのですけれども、建物そのものの老朽化というのが大きな課題となっております。先ほどの埋蔵文化財調査との関係で申し上げますと、資料整理を行う場所というのは必ず必要となります。朝霞市全体での公共施設の改修計画といったものがございますので、そういった中で、埋蔵文化財センターの施設そのものをよい形で維持・継続していくにはどのようにしていくかということが、来年度以降も引き続き課題となっております。

次に、旧高橋家住宅管理運営事業、それから旧高橋家住宅事業に関連した施設改修事業をあわせてご説明させていただきます。国指定重要文化財旧高橋家住宅の保存活用を図るため、管理運営等を行っております。施設改修事業としましては、茅葺屋根の差茅を中心としました修理工事を今年度実施しております。

管理的な部分で申し上げますと、日常的な管理維持業務のほかに、敷地管理に関することとして、こちらも後ほど詳しくご説明申し上げますが、令和5年5月と7月にナラ枯れが疑われる樹木の枯れがございました。こちらは11月から12月にかけて伐採処分等対応しております。それから、茅葺屋根の修理に関係することとして、まず、工事終了後にかまどで火を焚いてのくん煙を再開しております。また、主屋の裏手に屋敷林がございますが、ほとんどが高木となっております、そのうちの2本、枝が屋根に向かって伸びてきているという状態です。屋根の修繕が終了した直後の周囲の環境整備ということで、本来でしたら2本まとめて剪定したいところでしたが、まず、屋根へ大きく影響しそうな1本の剪定を行っております。

次に、防災関連の部分になりますが、資料の表の下段の方に、総合訓練としてあります。コロナ禍中は、大規模な消防訓練というのがなかなか難しい状況でございました。コロナ禍以前には、所管の朝霞消防署あるいは地元消防団の方々に全面的にご協力いただきまして、かなり大がかりな訓練をしていたという経緯がございます。そういった中で、文化財課としても消防関係者にご協力をいただいて訓練を実施したいというところがございます。これは、消防関係者に現地の状況をぜひ確認しておいていただければという要望と申しますか、希望と申しますか、そういうものもございます。そういったところから、朝霞消防署の方に消防訓練についてご相談、ご指導いただいた中で、訓練に関しては火災が発生したことにより、文化財課職員はじめ関係者が初動対応しているところに消防署あるいは消防分団がかけつける、という想定での訓練内容が有益であるというご指導をいただきました。放水銃での放水も行っておりますが、そういったご指導に基づいて、より臨場感のある訓練ができたかと思っております。文化財防火デーが1月26日ですので、それに一番近い土曜日ということで、1月27日に実施しております。先ほど少し消防団のお話をさせていただきましたが、朝霞で申しますと第3分団と第4分団が地元の消防団となりますので、第3分団・第4分団の皆様にも多大なご協力をいただきましたことを付け加えさせていただきます。それが総合訓練、いわゆる消防訓練として行ったものですが、同じ表の上に、消防設備説明会ということで行ったのですが、現場に会計年度任用職員が常駐しております、それからボランティアの皆さんといった、実際に現地にいることが多い方々に、旧高橋家住宅の防災の備えとしてこういうものを設置しているということを説明して、実際にそれを見て、再認識いただくという内容で行っております。説明は私が行っております。その中で、ボランティアさんの方から出たお声として、ご自分たちがよく出入りする建物に置いてある消火器の周りはきちんときれいにしておこう、というお声が出たり、それから、私から特に意図なくお話ししたのですが、ボランティアさんが出入りしていることで、人目があるということで、防火・防災にもつながっていますとお話ししましたところ、そのことを初めて認識したというようなお声がボランティアさんの方からもございまして、そういった形で役に立っているということで、とても励みになる、というお声がございました。こちらとしましては、防火・

防災の備えを再認識していただきたいというところがあったのですけれども、ボランティアさん達の方にも、いざというときにこうしよう、あるいはこう動こう、普段からこうしておこうという、そういうお気持ちと言いますか、思いと言いますか、そういうものを新たにさせていただいた部分もあるのかな、ということを感じられました。

続きまして5ページをご覧ください。今も申し上げましたが、ボランティアさんの関係になります。ボランティアさんにつきましては登録制としております。現状で22人の方がご登録いただいております。この22名の方が、それぞれに得意な分野がございまして、畑の管理ですとか、主屋周りの花や木をきれいに整えていただいたり、それから年中行事の展示の際に、年中行事の展示以外にいろいろな飾りを作って、旧高橋家住宅を彩っていただいたり、そういったことでご活躍をいただいております。この後に活用事業についてご説明申し上げますが、畑での体験学習はボランティアさん無しでは実施できないという部分があり、逆に言うと、いていただかないと困ってしまうという、そういった頼もしい方々でいらっしゃいます。それとは別に、こちらも活用事業と関連してまいります。綿育て隊というものがございまして、これは、事業として毎年募集しております。畑でおよそ半年期間をかけて、綿を育てて収穫するという内容で、今年度は6組19名の方にお集まりいただきました。収穫した綿は、小学校1年生対象として博物館が行っております出張授業の教材として活用しております。

次に、旧高橋家住宅の活用事業になります。資料の表の中で申し上げますと、じゃがいも掘りは、計画はしましたが雨天により中止としております。それから、いわゆるハンズオンになるものなのですけれども、お正月あそびです。これは、コロナ禍前には行っていたものですが、こちらを再開しております。こちらは読売新聞さんに取材いただきまして、埼玉版の方に掲載されております。それから、先ほども申し上げましたが、旧高橋家住宅保存修理工事の完了記念行事として、朝霞市指定無形文化財根岸野謡について、郷土の伝統芸能鑑賞教室ということで根岸野謡保存会の皆様にご公演いただいております。この時、ご公演が終わった後にこういう内容で修理をやりましたという説明を20分くらいさせていただいたのですが、その後に感想として、何名か私に直接お声をお聞かせいただいたのですけれども、その中で、根岸野謡というものに大変感銘を受けた、というお声がございました。これは、根岸野謡そのものに感動されたということと、重要文化財建造物を前に郷土芸能を保存会にご公演いただいたそのことに感動されたという、それぞれそういうお声がございました。根岸野謡そのものが、旧高橋家住宅がございまして根岸台地区に伝わる祝い唄となりますので、保存会にご無理申し上げて、工事の完了についてこちらからお願いしてお祝いしていただくという、ちょっと変な形ではありましたが、結果的にはよいタイミングで郷土芸能、根岸野謡をご公演いただけたと思っております。

年中行事展示は、工事期間中は実施できなかったものを除いて実施しております。それから、先程の正月あそびとも関連する部分がございまして、中止しておりましたむかしのおもちゃで遊ぼう、これはおもちゃを軒下の縁台の上に常備して自由に遊んでいただくということなのですけれども、これを再開しております。5月以降の再開になるのですけれども、この状況を見た上で、お正月遊びをもう一度やろうと計画したところもございまして。

それから、施設改修事業、繰り返しになりますが、屋根の差茅ほかの部分修理を行っております。7月の会議の際に現場の方をご確認いただいておりますが、詳しくは議事3でご報告申し上げます。

最後に、入園者の状況ですが、1月末現在で、前年度よりも500人ほど増えているという状況です。5月から8月が保存修理工事をしていた期間となりますので、この期間がやはり減少しておりますけれども、全体的には来園者数が増えているという状況です。

それから、コロナ禍明けということで団体受入れを再開していきまして、学校の見学ですが、今年度ございましたのが、小学校2年生の授業で身近なまちたんけんというものがありまして、近隣の朝霞第二小学校、それから第九小学校にご利用いただいております。令和5年度事業の状況、令和6年度の計画について、説明は以上となります。

(陶山議長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。斯波委員。

(斯波副議長)

質問というか、確認ですが、令和5年度の実績ということで、指定文化財等保護管理事業の、管理だからおそらく県とか国の補助金はつかないだろうとは思いますが、例えば柘塚古墳の園路等修繕は、修繕だからつかなかったのだろうと思いますが、これについて埼玉県指定史跡ですから、埼玉県と協議は行ったのかお尋ねします。

(三井田係長)

埼玉県の方にもご相談申し上げまして、そういったことで計画しているというお話をさせていただきました。その中で、補助の関係は、所有者の維持管理の部分ということで、こちらは補助の対象ではないというお話がございました。

(斯波副議長)

はい、ありがとうございます。

(陶山議長)

笹森委員、どうぞ。

(笹森委員)

埋蔵文化財の報告書を地道に順番に作られていると思いますので、平成6年度とか、かなり前の物を順番になさっているのだと思いますけれど、おそらく10年以上前に調査されて出されていないものがあるのではないかと思います。どこの市町村もそうなのですが、調査に立ち会った人がぼちぼち退職していったり、私のように退職したりしていくと、細かいことが分からなくなったり、これで遺物は全部かとか、そういったことまではなかなかわからなくなったりすることもあるので、予算とか人員とかあるとは思いますが、一つでも多く進められるように計画されたらいいのではないかと思います。

特に向山遺跡という著名なものがありまして、報告書さえ出ればすぐに県指定になれるものなのですが、県どころか国かもわからないですけど、考古学関係者と会って朝霞の委員をしていると言うと、向山はどうなっているのかといつも言われますので、そういうものも含めて、全体の計画なども見直しというか、ご相談された方がよいのではないかと思います。

(三井田係長)

はい。過去の調査について全体計画というのは作っております。ただ、どうしても発掘調査の件数が多いものですから、突発的にこちらを先に優先してやらなければ、というような部分も出てきたりするので、全体的な計画は作って実施しているという状況です。

(陶山議長)

ほかにはどなたか、何かありますでしょうか。
斯波委員、どうぞ。

(斯波副議長)

些細なことかもしれませんが、確認ですけれども、高木剪定とありますが、高木剪定というのは高い木の上の方の枝を切るということでしょうか。

(三井田係長)

高木剪定につきましては、高木の伸びている枝を切るという内容で行っております。

(斯波副議長)

はい、ありがとうございます。

引き続きですけれども、指定文化財の六道地蔵尊のところにありました桜の伐採ですが、樹齢でいうと何年ぐらいの、何という種類の桜なのか。特に、お地蔵さんのあるところの桜ですから、お地蔵さんに関係して植えられたものなのだろうか、ということがあります。と言いますのは、新座市に桜株と呼ばれている地名の場所がありまして、そこは庚申塔が3基建っているところに、かなり古い時から桜の木が植えられていて、それが枯れてしまい株しか残っていないから、地名として桜株という地名が残った、という伝承があります。そういうことを考えますと、桜と言いましてもどういう種類の桜かということと、いつ頃、樹齢によって六道地蔵に関連する桜なのか、そうでないのか。これがソメイヨシノだったらとんでもないことになるかもしれませんが、ただ、このお地蔵さんが明治の頃でしたら当然あってもおかしくない桜なので、もしわかるようであればということでお尋ねします。

(三井田係長)

樹種ですとか樹齢とかまでは分からないのですけれども、六道地蔵の今現在ある場所が、そもそも六差路があって、そこが六道信仰に繋がるということで、六道地蔵が置かれているのですけれども、もともとあった場所から道路拡幅の関係で移動されて、今現在の場所にある、というところから考えますと、断定はできないのですけれども、その後に植えられたもの、つまり移設してきた後に植えられたものが、ここにきて枯れたのかな、ということが考えられます。断定はできないのですけれどもそういった状況でございます。以上です。

(陶山議長)

六道地蔵は私の管轄なので、あそこは道路の改良工事で移設したものです。あそこに道標もありまして、道標も今は個人の家壁のところにくっついてあります。昔とは雰囲気全然違います。ここに小さい公園がありまして、そこに移設したので、そんなに歴史とかは無いかと思えます。それよりも、あそこは昔は暗くて怖いところでした。ですから、そういう巨木は植えていないということで、文化財的には影響ないところだと思います。私の感覚ですけれども。

(斯波副議長)

ありがとうございます。私も場所を知らない訳ではないし、動いたということを知っていたのですけれども、あえてお尋ねしたのは、そういうような可能性もあるというこ

とで、指定文化財に限らずなのですからけれども、在野の石造物を移すとか、樹木を切るとかというときには、やはり細心の注意を払う必要があるのかなということでお尋ねしました。ありがとうございました。

(陶山議長)

ほかにはどなたかありますか。

はい、新井委員。

(新井委員)

文化財関係団体の補助金関係のところ、根岸野謡保存会ですとか、溝沼獅子舞保存会の方に出されていますけれども、こちらの方の後継者養成とか、この後続いていけるかどうかも含めて、最近、無形民俗文化財が担い手がなくて中止とか廃止になっていることが増えてきているので、ぜひその辺の状況を教えていただけますか。

(三井田係長)

はい。この関係団体のうち市指定無形文化財となっておりますのが、根岸野謡、それから溝沼獅子舞という2件になりますけれども、いずれの団体も後継者不足というお話はいただいております。特に根岸野謡さんの方から聞いているお話ですと、やってみようという方がなかなか集まらないというところで、私どもも広報に会員を募集していますということを、時を見て、載せさせていただいているのですけれども、それに対するリアクションが少ないというのが実情です。それから、後継者育成となってくると、やりたいという方がおられたときにどのように指導育成していくか、という部分もございます。その部分は、私どもではできないこととなりますので、こういった形で育成していただけるかということ、団体の方といろいろ相談しながら進めていかなければいけない内容だなと思っております。現状ではそういった状況になっております。状況報告のような形で申し上げます。

(陶山議長)

溝沼獅子舞保存会の富岡委員、お願いします。

(富岡委員)

溝沼獅子舞保存会の富岡と申します。今の話で、後継者のことについては常日頃、一番悩むことなのですからけれども、私が始めた経緯で申しますと、私は55年獅子舞をやっているのですが、20歳くらいの時に、溝沼に青年団というものがあまして、それで盆踊りをやったりしてしまして、その時には獅子舞とは関連していなかったのですが、獅子舞保存会の方が青年団で後を継いでくれないかということで、私が始めたのが20歳くらいの時で、そのとき10名くらいの青年団の仲間と一緒に習い始めまして、今現在残っている仲間は2人なのですからけれども、その後、今40代くらいの舞子さんが6名おりますけれども、その子たちは小学校2年か3年くらいから、仲間と盆踊りの太鼓とかを教えた者が、その子たちに太鼓を教えるから獅子舞も習えということで始めて、それで今も6名くらい続いています。だから、何かきっかけがあると続くのかなと思っています。先日も、校長先生から依頼があつて十小の方に獅子舞の説明をしに伺ってきました。ありがとうございました。

(陶山議長)

ありがとうございました。

(新井委員)

ありがとうございます。少し安心しました。ただ、このコロナ禍で休止して、それでやれなくなってしまったところが増えているので、できれば記録映像は全部撮られていますでしょうか。それだけでも少なくとも、撮っておかれた方が良いかなと思いますので、お願いいたします。

もう一件よろしいでしょうか。お正月遊びについて取材があったというお話でしたけれども、具体的な遊びの種類と新聞での取り上げられ方と言いますか、どのような形で取り上げられたか教えてください。

(三井田係長)

お正月遊びですが、昔からいわゆるお正月遊びとして知られている、福笑いですとかカルタですとか、あとは羽根つきですとかこま回し、そういったものですが、資料の下段にございます昔のおもちゃで遊ぶのコーナーで準備しているものに加えて、そういった福笑いですとかカルタ取りとか、普段は主屋の中ではそういった遊びができないように、できないようにと言ってしまうと語弊がありますが、ご遠慮くださいという形にしていますが、正月期間は主屋の中でそういった遊びができます、という形で設置をいたしました。

取材記事ですが、実際に遊びに来られていた方が、親子で来られていたのですが、そちらの親子さんに取材されて、何が楽しかったとかそういう内容で記事を書いていただいております。それから、いつまでやっている、こういったもので遊べる、といった内容で取り上げていただきました。

(陶山議長)

他にはございますでしょうか。橋本委員、どうぞ。

(橋本委員)

コロナでずいぶんできなかつた行事があると思いますけど、再開するに当たられたときに、そのまま前の状態で再開がすんなりいったのか、あるいはコロナを経て何か教訓的なものを含めて再開をしたのかとか、たくさんあるので何とも言い難いかもしれませんが、そういう行政的なのとか、特に運営なさる方たち、ボランティアの皆さんを含めて、もしそのような動きが何かありましたらお教えいただければと思います。

(三井田係長)

はい。コロナというものを経て、変わったところといいますか、事業で言いますとじゃがいも掘り、さつまいも掘り、さといも掘り、それからときどきツアーですが、こういったところは屋外での事業ということでコロナ禍中もなんとか継続してやっていました。その中で、お正月遊びに特化して言いますと、手指の消毒用のアルコールを、ちょっとしつこいぐらい設置させてもらいました。というのは、来られた方が、そのあたりのことを気にする方もいれば、気にしない方もいらっしゃると思うので、双方に対応できるように、通常ですと主屋内に1か所設置してあるのですが、目につくところ数か所に置いて使ってくださいということで設置しました。どうしてもハンズオンのものなので、そのような形でやってみました。

(橋本委員)

個人的にすごく感じる方と全然感じない方といらっしゃると思いますので、分かりま

した。もう一点、よろしいですか。以前にお聞きしたことがあると思うのですがけれども、ボランティアの皆さんについて、これは一括してボランティアではなくて、各事業ごとに様々な年代層のボランティアの方がいらっしゃるといふ風に理解してよろしいでしょうか。あるいは、一つボランティアみたいなのがあって、そこで皆さん得意分野で出てくるというようなやり方なのではないでしょうか。

(三井田係長)

ボランティアさんにつきましては、まず文化財課の方にご登録いただくということで、登録されてる方が現状で22名いらっしゃいます。それぞれの事業のときに、この22名の方が全員ではないのですが、お手伝いいただける方はお手伝いいただく、というような形でやっておりますので、それぞれの事業や内容に特化しているのではないということになります。

(橋本委員)

年代層はどのくらいでしょうか。

(三井田係長)

年代層でいうと、ばらつきはあるのですが、どちらかといいますとご高齢の方が多い状況です。

(橋本委員)

一番若い方でどのくらいなのですか。

(三井田係長)

一番若い方で50代の方になります。

(橋本委員)

はい、ありがとうございます。

(陶山議長)

他にはいかがでしょう。富岡委員、どうぞ。

(富岡委員)

溝沼獅子舞保存会のことで、ボランティアのことですか、どういう形で育成しているかということをお話ししたいと思います。やはりコロナ禍で3年間中止して、舞子さん達も世話人達も、結構やりたいとうずうずしていました。特に、去年の4月に始める時には本当にみんな頑張って練習していました。溝沼獅子舞というのは、町内会が8つのブロックに分かれていて、それぞれから3名ずつが代表の世話人さんとして出てくられて、24名の世話人さんがいます。それで、実際に世話人さんが動いてくれないと溝沼獅子舞はまず無理だということ、そういう形です。

溝沼獅子舞の特徴なのですが、金子家で獅子頭とか全部の文化財を保存しています。ですから、金子家のご家族が、小さい子どもさんがいらっしゃいましたので、どうしようか、というところがありました。金子家で獅子頭を作って、終わった後に分解して、それで慰労会をします。金子家を利用させてもらって獅子舞が成り立っているような形です。特にこのところで、若い方で金子家の方が獅子舞を習ってくれることになって、私も50何年と金子家でお世話になっていて、先代のおじいさんおばあさんの頃

からお世話になっているのですけれども、金子家でやってくれればよいなど常々思っていたのですが、それができたことが今はうれしく思っています。それと、笛を吹く人がいなくなってしまうと、以前の審議委員だった浅川さんが笛を吹く人を見つけられました。以前は、10何年とテープレコーダーを片手に持って踊っていたという感じで、本当に恥ずかしいような状態だったのですけれども、今は笛吹きの人がやってくれて、我々も獅子舞をすごくやりがいがあるというように感じています。町内会の方が盛り上げてくれると特にうまくいくかなと思います。皆さんボランティアでやっています。

(陶山議長)

はい、ありがとうございます。

今の富岡委員の溝沼獅子舞ですが、昔は氷川神社と光善寺さんと、確か泉蔵寺さんもやっていました。先ほどの六道でもやっていましたが、今は氷川神社だけで、先ほど新井委員が言われていたように、記録映像と違ってしまう、踊りの方はともかくとして、奉納場所が変わっています。

(富岡委員)

溝沼獅子舞の特徴としまして、和歌というのですか、歌が入っています。神社とお寺と六道、それから宿ですか、4つの歌がありまして、全部違います。堂はこのくさびいっぽんで家が持っている、という和歌があって、六道のお堂のことを読んだ和歌も文化財の資料には残っています。結構優秀というか、いろいろ見るとこういうものだなということがわかんと思いますので、ぜひ見学できたら見てください。4月7日の日曜日に行います。ありがとうございます。

(陶山議長)

今も言ったように、歴史があるので、本来であったら全ての場所で一回復元できたら、と思いますが、文化財保護として、団体として、本当に皆さんご苦労でしょうけど、これからもよろしく願いいたします。

それともう一つ、質問ですが、広沢の池の補給水設備保守点検があります。最近、天候不順ですが、深井戸の水を使ったりすることはあるのですか。

(三井田係長)

はい。広沢の池の補給水設備についてですが、昨年の夏から秋に雨量が少ないというような状況もありましたので、水が少ない状況が続いておりますので、昨年の11月頃から補給を今現在も続けております。少し水位が低い状況が続いております。

(陶山議長)

点検していますので、どういう運行状態かなと思って聞きました。

他にはございませんでしょうか。有形・無形にかかわらず、文化財の保存活用、特に活用の方で皆さんのご意見やご提案がありました。事務局の方でその辺をくみ取っていただければと思います。

ほかにはいかがですか。富岡委員、どうぞ。

(富岡委員)

獅子舞のことばかりで申し訳ないのですけれども、先日、獅子舞の皆さんと集まって新年会をやったのですけれども、会員の皆さんから、教育委員会の方でずいぶん前に、何十年

か前に作った資料を増刷してもらいたいとの意見が出ましたので、お伝えしたいと思います。よろしく願いいたします。

(陶山議長)

事務局、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにはないようでしたら、議事(1)令和5年度事業の進捗状況について、議事(2)令和6年度事業予定について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

(陶山議長)

異議なしと認めます。

それでは、議事(1)令和5年度事業の進捗状況について、議事(2)令和6年度事業予定について、は承認されました。

次に、議事(3)その他についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(秋山主任)

それでは事務局の秋山から説明させていただきます。よろしく願います。

資料2をお開きください。指定文化財敷地内での樹木枯損についてということで、令和3年度・令和4年度の方でもご説明をさせていただいておりしたが、改めて令和4年度末までの経緯の方からご説明いたします。

1の経緯といたしまして、令和3年7月から指定文化財の敷地内、旧高橋家住宅と湧水代官水においてカシナガ被害によるナラ枯れと疑われる樹木の枯損がございました。対象木の伐採処分および予防措置として薬剤の樹幹注入を行い、経過観察を行っております。令和4年7月下旬に柗塚古墳歴史広場においても、同様の樹木の枯損がございまして、ほかの指定地と同様に対象木の伐採処分を実施し、こちらも同様に薬剤の樹幹注入を行い、経過観察を行っております。令和4年8月下旬に旧高橋家住宅の樹幹注入を行ったうちの1本に枯損が見られましたため、伐採・処分を行いました。

2の概要といたしまして、令和5年度の状況をご説明させていただきます。①旧高橋家住宅でございまして、経過観察を行ってございました樹木のうち、カシナガ被害を疑われる樹木の枯損が、令和5年5月に2本、令和5年7月に2本発見いたしましたため、計4本の伐採を行いました。伐採後は、伐採材及び切り株ともに、薬剤燻蒸を行ったのちに場外へ搬出し、適切に処分いたしました。②柗塚古墳歴史広場でございまして、こちらにつきましても、カシナガ被害を疑われる樹木の枯損が、令和5年8月に1本発見いたしましたため、伐採を行いました。こちらも同様に伐採後は、伐採材及び切り株ともに、薬剤燻蒸を行ったのちに場外へ搬出し、適切に処分いたしました。

資料の下のところに参考といたしまして、文化財課所管施設のナラ枯れ対応状況の表がございまして、施設ごとに時系列で対応状況をまとめております。旧高橋家住宅は、令和4年3月にカシナガ被害を疑われる枯損木の伐採処分を行ったものが3本、その後に調査を行い、今後被害が予想される樹木への予防措置として、令和4年5月に樹幹注入を52本に対して行いました。しかし、残念ながら枯損した樹木が発生いたしましたため、令和5年2月から3月にかけて1本を伐採、令和5年11月から12月にかけて4本を伐採いたしました。

湧水代官水は、令和4年3月にカシナガ被害を疑われる枯損木6本の伐採処分、令和4年5月に予防措置として樹幹注入を12本に対して行ったのち、経過観察を続けておりますが、今のところ新たな枯損木は発生しておりません。

柗塚古墳歴史広場については、令和4年9月にカシナガ被害を疑われる枯損木が1本、令和4年11月に1本の伐採処分を行い、予防措置として令和5年3月に樹幹注入を49本に対して行いました。しかし、残念ながら枯損した樹木が発生いたしましたため、令和5年10月から11月にかけて1本を伐採いたしました。

次のページにお進みください。令和5年度に行いました旧高橋家住宅及び柗塚古墳歴史広場の伐採状況の写真を掲載しております。伐採作業中の写真について、それぞれ中央に葉がついたまま枯れている樹木がございますが、こちらが対象木となっております。伐採材及び切り株については、ビニールで覆い、薬剤燻蒸を行ったのちに場外に搬出しています。

以上でございます。

(陶山議長)

続けて説明をお願いします。

(三井田係長)

続けてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。旧高橋家住宅保存修理工事の完了について、でございます。事務局の三井田からご説明させていただきます。

旧高橋家住宅の主屋の茅葺屋根ですが、経年劣化などによる傷みへの対応として差し茅による補修工事を行いまして、7月の会議の際に現場を見ていただき、また施工者からも説明がございましたが、昨年8月に工事が完了いたしましたので、改めてのご説明と完了のご報告をさせていただきます。

工期は資料にございますとおり、令和5年5月9日着手、契約期間として令和5年8月31日までとなっております。8月17日にしゅん工してございまして、この着手からしゅん工までの間の7月11日に現場の方をご覧くださいました。しゅん工後、8月25日に完成検査を行いまして、工事合格となりましたので、8月31日に工事引渡しを受けております。

工事内容についてご説明いたします。大きな部分で申し上げますと、茅葺屋根全面の差し茅、それとあわせまして東側の谷部分の補修、西側屋根が垂れ下がっているような状態でしたのでその修正、屋根に関する部分はこういった内容になります。それから、建物内の南側の、床の間がある部屋、デイと呼んでおりますけれども、こちらの竹簀子床の一部が竹が折れたり割れたりしてございましたので、そのうちの一部の竹を交換しております。それから、主屋外周、雨落石の外側を、新たに玉砂利敷きとして整備しました。それから、主屋建物の土台部分に防腐防蟻剤を塗り直しております。

工事につきましては、風基建設株式会社が実施しております。旧高橋家住宅は国指定重要文化財でございますので、この工事は国庫補助事業として実施しております。そのため、工事の設計、工事監理を、文化庁の認める主任技術者を擁する団体ということで公益財団法人文化財建造物保存技術協会にお願いしております。

総事業費として18,105,736円、これに対する国庫補助額は、総事業費の二分の一として、千円未満切捨てとなりますので、9,052,000円となっております。

それでは写真をご覧くださいながら完了状況をご説明させていただきます。資料1枚目の下段の写真は、建物南側から見た全景でございます。7月の会議の際には足場の上からご覧いただきましたが、現場の方でもお気づきかとは思いますが、新たに茅材を差し込んだ差し茅の部分が縞模様ようになっておりましたが、現在は周りの古い茅材とだいぶ馴染んだ状態になっております。

資料をめぐっていただきますと、こちらが東側の谷になっている部分です。修理前は雨水の影響でえぐれたような状況でございました。これは、施工業者と設計監理の方と、

双方で知恵を出し合ってくれまして、葺き替えとまではいかないのですが、半ば葺き直すような形での補修という施工をしてもらいまして、周りと遜色がないような形で施工して、この写真で見ただけであればわかるかと思いますが、非常にいい形で仕上げられています。

それから、下段の写真が主屋北側の屋根になります。全面に苔類が生えていましたが、差し茅の際にきれいに取り除いております。また、差し茅の状況も南側と同様に新たな茅材が縞模様になっている状況をご確認いただけるかと思っております。

資料をめくっていただきまして、こちらが西側になります。建物の角から柱を1本、2本数えていただき、その上の部分に丸があるのがご確認いただけますでしょうか。これが、添え垂木ということで、木材を差し込みまして、全体を持ち上げるような形で、軒の垂れ下りの修正を行っております。現場で水平を取りまして、施工者と設計者はもちろんですが、私の方でも間違いなく水平が取れているということは確認させていただいております。差し茅の状況も、下からの見上げの写真なので見にくいかと思っておりますけれども、西側差し茅の状況も他の面と同様でございます。

下段の写真が、屋内南側の床の間のある部屋、デイの竹簀子床です。写真の上のほうに床柱が真ん中のあたりにあるのがご確認いただけるかと思っておりますが、ちょうど床柱から、写真でいいますと右側になりますが、ここの竹材が34本ございます。うち27本が交換対象となりました。差引で、使用に耐えうるものが実は7本しかなかったということになります。折れたり割れたりしているものは全て交換しております。写真の左側の方ですが、傷みがそこまで進んでおりませんで、現状では私が乗ってもまだ全然大丈夫という状況でございます。ただ、国庫補助事業ということで、文化庁の調査官の方に現地指導いただいたております。その際のご助言として、主屋の背後に竹林がございます。竹林があるということは、竹につく虫、具体的な名称まではおっしゃっていませんでしたが、そういう竹につく虫がいるのは間違いはない、ということで今後も十分注意はしてください、というご指導をいただいております。

資料をめくっていただきまして、建物の北西角から見通しの写真になります。雨落石の周囲、外側ですが、こちらが今までの雨水の影響で削れたような状態となっていましたので、設計としましては、幅50cm、厚み5cmで玉砂利を敷いております。この玉砂利の大きさ、あるいは色など、施工者の方で何種類か準備してくれまして、サンプルを実際に敷き並べて検討しまして、黒の玉石、サイズ中、というサイズで選択しております。

その下段の写真ですが、建物土台が濡れ色になっている部分をご確認いただけるかと思うのですが、この部分に防腐防蟻剤を塗り直しております。これは、そもそもの解体修理の時にも塗っているのですが、やはり15年以上経過しているという中で、効果はほとんど無いということでの塗り直しになります。材料としましては、商品名でキシラモントラッドと言いまして、こちらは公益財団法人文化財虫菌害研究所が、文化財等の虫菌害防除の効果及び安全性に優れたものとして、木材用防虫防腐剤の1つとして認定している、そういう材料になります。こちらは、ハケと筆などで、礎石等ほかの部分に支障しないように十分注意を払いながら塗っております。

完了状況については以上でございますが、文化財建造物の保存修理というせっかくの機会ですので、文化財建造物保存技術協会は専門のところでございますので、今後、修理が終わった後の維持管理についてアドバイスをもらっております。一例で申し上げますと、旧高橋家住宅の背後には屋敷林、また周りに雑木林があるということで、落葉が今後間違いなく屋根に影響してくるということで、茅葺屋根に落葉が降り積もっている状態はやはり好ましくはないということで、どうしたらよいかということで、竹の熊手で

軽く払い落としてくださいということです。ただ、屋根ですので、普通の熊手では当然柄が足りない、ということになりますので、ほかの事例で、竹などいろんな素材で柄を長くして、それで払い落としている、そういう例がありますのでぜひ参考にしてください、というアドバイスをもらっております。それから、先ほども少し申し上げましたけれども、屋内での燻煙、火を焚いての燻煙というのは、効果があるものなので引き続き行ってくださいという話もございましたので、開園日を中心に燻煙を行っております。完了状況はこういったところになるのですが、今日お配りさせていただいた文化財保護協会の文化財だよりの裏面の方に、ちょうど記事が載せられる時期でしたので、保存修理の内容について文化財保護協会の記事の方にも載せていただきましたので、付け加えさせていただきます。旧高橋家住宅の保存修理工事の完了状況については以上となります。

(陶山議長)

ただいまの説明ありました2件ですけれども、ご意見やご質問などございますでしょうか。斯波委員、どうぞ。

(斯波副議長)

1つは竹簀子のことなのですけれども、説明の中で文化庁の方がお見えになったということがありましたが、写真を見ると非常に緑色が強い竹と、右側の方は半分ぐらいい取り換えたという説明でしたが、緑色のものと、やや色が白っぽくなってきているものがあります。竹は通常、こういうところに使用する場合には、冬に伐って1年寝かせて、それを使用する、というのが一般的だと聞いていますが、この緑色のものが、それだけの年月を経たものなのかどうか。先ほど竹につく虫という話がありましたが、竹があれば当然つきますので、それが部屋の中に侵入しないようにするために1年寝かせるということも十分ありますし、油を抜くということもあります。その辺のことについては、国指定の建物ですから、きちんとやっているのだろうと思いますが、その辺のことについての指摘というのはあったのでしょうか。

(三井田係長)

材料そのものについてのご指導ということでよろしいでしょうか。具体的には特になかったのですけれども、設計の部分から文化財建造物保存技術協会が入っておりますので、その中で竹材として十分期間が経過したものということで、秋伐材という仕様となっていて、どのくらいの期間経過しているのかということも施工業者と文建協の方できちんと打ち合わせをした上で納品されていることを、私も現場で確認しておりますので、心配のない素材であるという風に思っております。以上です。

(陶山議長)

斯波委員、どうぞ。

(斯波副議長)

屋敷林の中に竹があると文化庁の方がおっしゃってたということですが、昔はそれが使われていたのだろうと思います。ですから、その竹を大事にすることも、やっぱり考慮する必要があると思います。そうすることによって、その竹を使えるようになれば、費用的な問題というのも少しは安上がりになって来るのであろうと考えられます。ただ、昔はこういうものがきちんと保管できる体制というのが当然あったのですけれども、今はそういうことがなかなかできかねるような実情がありますので、その辺は考えないといけないとは思いますがけれども、屋敷林の木というのは、建物の中に使われるべきものが

多く植えられていますので、それらを有効に利用するというのも、この高橋家住宅の中では考えておく必要があるのではないかと思います。

(陶山議長)

はい、事務局。

(三井田係長)

ありがとうございます。旧高橋家住宅の竹林の竹の使い方の部分になって来るのですが、実は現状で孟宗竹が繁茂して、真竹がない状態でございます。竹簀子床は真竹ということで、その部分のこともあるのですが、先ほどボランティアさんがどのようなことをしていますかというお話もございましたが、垣根の簡単な修理などは、ボランティアさんの器用な方が切り出しておいた竹を刻んでやっていただいたりということがございます。そういった部分では、ただ伐るだけではなくて、旧高橋家住宅のために使っている部分もあります。ただ、ボランティアさんをお願いしているようなところがあるのですけれども、そのような形で利用しております。

(陶山議長)

取り換えた竹材というのは、重要文化財になって、改修した時につけたものですか。昔からの物でしょうか。

(三井田係長)

竹簀子床については、解体修理をしていく中で、当初はいわゆる板床であろうという想定でいたのですけれども、実際に板床を外してみたら竹簀子床だったことが判明したということで、竹簀子床に復原しているというものになりますので、解体修理の時に竹は全て新しく入れたものになります。

(陶山議長)

そうすると、何年ぐらい持つものでしょうか。

(三井田係長)

単純計算でいきますと15年程度ということですが、ただ、西側の部分は先ほど申し上げたように、まだ持ちこたえている状態ですので、総じてみてみるとどのくらいなのか、というところは出てくるかと思います。実際に竹簀子床を使用していた時代を想定しますと、折れたところは交換しながら、その竹材をどこから持ってきたかという問題はあるにしても、やはり随時交換しながら、使っていたのかなということは想定しています。

(陶山議長)

ほかにはどうでしょう。はい、橋本委員。

(橋本委員)

そうすると、右側の取り換えた方は、劣化する物理的要因というのがあるわけですね。屋根の問題とか、谷のところの下だったとか、蒸されてしまうということですか。

(三井田係長)

付け加えのような形にはなってしまいますが、見学で入られた方が手前側でとどまっ

てなかなか奥の方までいかないという、説明が上手くなくて申し訳ないのですが、この写真の右側の範囲で留まるということが多いのかとも思われます。ですから、負荷がかかることが多いのかということも考えられます。

(陶山議長)

ほかにはどうですか。はい、新井委員。

(新井委員)

今の話とも関係しますが、そうすると負荷がかかったことが原因で、特に竹につく虫害というのが原因ではないということですか。

(三井田係長)

基本的には折れと割れでした。折れたり割れたりする原因に、もしかすると竹につく虫が影響していたということは、可能性としては考えられるかと思います。

ただ、明確に虫が入っているというような痕跡が多数あるかということ、そういうわけではないので、やはり虫によるものと、プラス物理的なものというところになるのかと思われます。

(新井委員)

それから、もう一つは指定文化財の範囲内における樹木伐採になりますが、その場合、届出というか、文化庁の方に伐採に関しては特には届出していないのですか。

(三井田係長)

維持管理の範囲ということで、特に届け出はしていません。

(新井委員)

指定の段階で、景観を構成する一要因となっていたかと思いますが、その辺については特に指導とかは入っていないということですか。

(三井田係長)

はい、特にそういったことはございません。

(新井委員)

分かりました。

これは感想というか、お礼だと思えるのですけれども、工事中も休止することなく見学できるようにしていただいたのはすごく良かったと思いました。私の知り合いも見に行くと、できれば登れば一番良かったということですが、それはなかなか難しいと思います。それでも外側から見学できて、茅葺の工事をやっているところを見ることがなかなかできないことが多くて、全体を覆ってしまうことが多いので、それがすごく良かったというように言っておりました。

(三井田係長)

ありがとうございます。

(陶山議長)

ほかにはどうでしょう。斯波委員、どうぞ。

(斯波副議長)

これは確認なのですけれども、黒玉石を敷いたということですが、柱と石の間の犬走りのところは修理していないわけですよ。おそらく、水の跳ね返った分が、柱について白くなっているのだらうという風に想像しているのですけれども、この玉石を敷いたことによって、その後の雨で柱に水がついたかどうかということ。もしこれが見つからなくなったのであれば、この玉石は正解だったと思うのですけれども、もしまだついていようだったら、別に柱を痛めることの原因になるものがあるのだらうなと思ひまして、お尋ねします。

(三井田係長)

玉砂利敷き後ですが、柱の部分まで雨が跳ね返っているかどうかというのは、申し訳ございません、確認はしておりません。今回、玉砂利敷きの大きな部分としては、雨落石の外側が相当削れてしまっているという中で、当初は土の叩き締めをしていましたので、その形で戻すのがいいのかなという風に思っていたのですけれども、これも諸々計画していく中で、土を新たに補充して叩き締めをするということは、保存修理後15年でそういう抉れたような状態になっているということは、また15年後に同じことを考えないといけないというところで、やはり根本的に何か整備する必要があるという、一つの選択肢として、玉砂利敷きという形を取りました。雨が建物の方まで跳ね返ってということは今までにもあったと思われまますので、今の時点では確認できていないのですけれども、例えば雨の時など、改めて確認を試みようと思ひます。ありがとうございます。

(斯波副議長)

経過観察は、ぜひよろしく願ひいたします。

(陶山議長)

ほかにはございませんでしょうか。
笹森委員、どうぞ。

(笹森委員)

こういう建造物保存協会とかに指導していただいて、これからずっと永久的に保存したいわけで、そうしますと、定期点検とか、そういうことを毎年どこかに委託するとか、その結果をもとに予算要求するとか、そういうことは計画に入っているのでしょうか。

(三井田係長)

理想的には、いわゆる専門業者に定期的に見ていただくというのが、理想的な維持管理になってくると思うのですけれども、現時点では、何かしら不具合が生じたときに見てもらおうというのが実情になっております。現時点では、定期的に建物観察というのか、建物診断というのか、そういったものは計画はしておりませぬ。

(陶山議長)

ほかにはございませんでしょうか。斯波委員、どうぞ。

(斯波副議長)

ナラ枯れの対応状況ということで、ここで枯れたもの、令和4年に枯れたもの、令和5年に切ったものという形で数値が挙げられていますけれども、令和4年の一番上の旧高

橋家住宅で樹幹注入、薬剤注入した木が52本あったということで、その前に3本切っておられる。そのあとで5本切られたということなのですが、この5本のうち樹幹注入をした結果で、やられてしまっているのか、それとも別の木なのか、その辺はお分かりになりますか。

(三井田係長)

樹幹注入52本については、ナラ枯れの可能性がある樹木全てに対して行っておりますので、したがって令和5年2月、それから令和5年11月の5本についても、その対象木になっております。

(陶山議長)

斯波委員、どうぞ。

(斯波副議長)

ということは、52本のうち5本がやられた可能性があるということで、解釈してよろしいわけですか。

(三井田係長)

はい、その通りです。

(斯波副議長)

ほかの代官水の方は今のところ伐採樹木はないのですが、柵塚も49本中の1本というように考えてよろしいでしょうか。

(三井田係長)

はい、そうなります。

(斯波副議長)

というのは、樹幹注入した薬剤効果というのがどの程度あるのかということだと思います。これに莫大な費用を掛けて薬剤注入をする必要があるのか、それとも切ってしまった方が安いのか、ということです。その辺をやはり考えて、今後の作業の方法というのを考えていく必要があるのかと思ひまして、お尋ねしました。

(三井田係長)

旧高橋家住宅に関して申し上げますと、やはり大径木が多く、カシナガと疑われるような枯損も大径木がほとんどでございます。大径木ですので、切って処分するという費用に比べれば、樹幹注入の方が費用的には低いものになります。樹幹注入の効果としては2年から3年と言われていますが、だからと言って3年後にまたやればよいのかという問題ではないと思ひますので、その辺は慎重に考えていきたいと思ひます。

(斯波副議長)

ありがとうございます。

(陶山議長)

ほかにはございませんでしょうか。新井委員、どうぞ。

(新井委員)

今の関係なのですけれども、結果的には虫害ということですが、トラップ調査などはやったりしていないのですか。

(三井田係長)

はい、文化財課所管の施設については、トラップ調査等は行っていません。

(陶山議長)

よろしいですか。城山公園が立ち入り禁止となっていますが、あれはみどり公園課の所管になります。下の公園は遊べますが、山のところは全部塞いでいて、その目的は市民の安全のために全部伐採するというので、樹幹注入などは考えていないようで、それはいいのですけれども、文化財の中の旧高橋家住宅などは樹幹注入を考えるべきなのでしょうけれども、ただ、こちらにどんどん来てしまうのではないかと、私はそう思うので、連携しているのかなど。縦割りではなくて連携しているのかと心配になります。こちらで一生懸命にやっても、切れればいいといってもまた増えているなどと思って、切り株にビニールをかぶせて燻蒸しているのが見えたりしている。そうすると、これからもまだ状況が悪くなりますから、いっぱいあるのかもしれないです。柵塚古墳と割合近いところですので、空を飛ぶものかどうかわかりませんが、それが心配です。

橋本委員、どうぞ。

(橋本委員)

知識として教えていただきたいのですが、処分した木は、どこに持って行って、どういう風に処分するのか。燃やすのですか。

(三井田係長)

伐採しまして、その場で薬剤燻蒸を行います。これを搬出しまして、搬出先でチップ化をして、焼却処理という流れになります。

(橋本委員)

虫がいるから焼くということですか。はい、ありがとうございます。

(陶山議長)

ほかにありませんか。

では、ほかにないようでしたら、以上で本日の議事をすべて終了いたしましたので、進行を事務局の方へお返しいたしますので、よろしくお願いいいたします。

(藤原主幹)

どうもありがとうございました。

それでは、閉会の言葉につきまして、斯波副議長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

(斯波副議長の閉会の言葉)

(藤原主幹)

斯波副議長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回文化財保護審議委員会議事を終了させ

ていただきます。

次回の審議委員会につきましてご案内させていただきます。日時詳細は未定ですが、令和6年7月の開催を予定しております。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(閉会)